

鴻巣市国民健康保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課国保給付担当（内線2651・2655）

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費が高額になることが見込まれる場合、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すると、医療機関へ支払う一部負担金が自己負担限度額までとなります。また、所得区分が住民税非課税世帯及び低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が減額されます。

交付要件／国民健康保険税に未納がないこと

既に認定証をお持ちの方／有効期限は7月末です。引き続き認定証が必要な方は、7月22日(月)以降に改めて申請が必要です

注意事項／所得区分を判定するため、世帯全員（16歳以上）の収入の申告が必要です。収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告をしてください。申告していない方が世帯にいると上位所得世帯と判定されます

申込み／国保年金課又は両支所福祉グループ

70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
年間所得901万円超	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%	140,100円
年間所得600万円超 901万円以下	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%	93,000円
年間所得210万円超 600万円以下	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円
年間所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来	外来＋入院（世帯単位） の限度額	外来＋入院（世帯単位） の限度額（4回目以降）
現役並み所得者Ⅲ	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%		44,400円
一般	18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

高額療養費支給制度

国民健康保険に加入している方が、入院などで医療費の一部負担金（自己負担分）の月額が高額になったときは、申請により自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。※対象者には受診月の約3か月後に案内を通知します。

自己負担限度額／年齢が70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方とは金額が異なります。また、前年の世帯の所得によっても異なります。

その他／所得区分を判定するため、世帯全員（16歳以上）の所得の把握が必要となります。未申告の方は収入の申告をしてください。

